

東洋大学国際観光学部紀要 編集規程

平成 29 年 4 月 1 日施行

令和 4 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 東洋大学国際観光学部紀要『国際観光学研究』（以下「紀要」という）は、国際観光学部の教育と研究を促進し、教員の研究成果発表の場として、さらに「国際観光学」のディシプリン形成とその発展に寄与することを目的とし、関連の論文、研究ノート、書評、研究展望等を掲載発表する。

(投稿資格)

第 2 条 「紀要」に投稿できる者は、次のとおりとする。

- (1) 国際観光学部の専任教員
- (2) 国際観光学部の非常勤講師
- (3) その他「紀要」編集委員会が適当と認めた者

(申込・締切)

第 3 条 執筆申込みと締切期限は、年 1 回発行の場合は次の各号のとおりとし、年 2 回発行の場合は、その都度別に定める。

- (1) 執筆計画を把握するため、別に定める「紀要執筆計画アンケート」を 7 月末日までに集める。
- (2) 原稿提出は、12 月 1 日までとする。
- (3) 上記 (1)、(2) の提出先は、「紀要」編集委員会とする。

(原稿の種類)

第 4 条 この「紀要」に投稿できる原稿の種類は、次のとおりとする。

種 類	内 容
査 読 論 文	オリジナルな研究成果をまとめたもの（査読付）
論 文	オリジナルな研究成果をまとめたもの
研 究 ノ ー ト	研究の中間報告、覚書および新しい研究方法についての報告、翻訳
書 評	書籍、文献の批評、紹介
研 究 展 望	それぞれの研究分野の成果をまとめたもの、研究動向を展望したもの
学 部 活 動 記 録	当該年度の学部活動を報告する内容のもの

(執筆要領)

第 5 条 原稿の執筆にあたっては、別に定める「紀要」執筆要領と「査読」要領による。

(補筆と修正)

第6条 「紀要」編集委員会は、必要に応じて、著者に補筆や修正を求めることができる。

(原稿の返却)

第7条 投稿された原稿は、著者に返却する。

(抜刷り)

第8条 著者には抜刷りを50部配布する。

(配布先)

第9条 「紀要」の配布先は、国立国会図書館とする。その他機関等により配布要望を受けた際は、編集委員会で審議のうえ、送付の可否を決定する。

(原稿料等)

第10条 原稿料の支払い、掲載料の徴収は行わない。査読者に対する査読料については別に定める。

(改正)

第11条 本規程の改正は、教授会の承認を得るものとする。